



教育研究の一層の
充実のために

2017年度

募 金 趣 意 書

学校法人 桜美林学園

ごあいさつ



桜美林学園は、1921年5月、中国北京市朝陽門外に崇貞学園を創立したことに始まります。90年を超える歳月を経て、今では、幼稚園、中学校、高等学校、大学、大学院を擁し、一万人を超える園児、生徒、学生が学び、同窓生数が約10万人になる総合学園として成長してまいりました。

これもひとえに卒業生、ご父母、多くのみなさま方の温かいご支援、ご尽力の賜物であり、深く感謝いたしております。

私共は、創設者清水安三先生が常に説いた「学而事人」（学んで人に仕える）の精神の下に、どのような環境の中にあっても、常に未来に希望を持ち、他者の痛みを理解できる、そして、現代社会の多様な価値観に対応でき且つ創造力と判断力に富んだ人間を育くむため、日々その教育活動にあたっております。

昨今の私立学校を取り巻く状況は、少子高齢化、国際化、情報化が急速に進み、教育研究環境は大きな変化を余儀なくされております。

桜美林学園は「キリスト教主義に基づく国際人の育成」を設立の目的としています。このような時代や環境の変化にも柔軟に対応し、社会における新たなニーズにも応えながら、質の高い教育研究を推進し、人と社会に貢献する人材、未来を担う人材の育成に努めてゆかなくてはならないと考えております。

このために、教育環境の整備・充実、奨学金基金の充実、さらにスポーツ振興資金を3つの柱として重点的に据え、皆様にご支援をお願いする次第です。

つきましては諸事ご多端の折り、まことに恐縮に存じますが、桜美林学園が実現しようとする教育理念とこの念願を深くご理解くださいまして、なにとぞご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

学校法人 桜美林学園

理事長
学園長

佐藤 東洋士

募金のあらし

皆様からお寄せいただきました寄付金は、次の事業に使われます。本募金制度では、寄付金の使い道を次の3つの用途から自由に選択することができます。さらに、幼稚園、中学校、高等学校、大学と指定することもできます。これにより、皆様のご意向に沿った形で寄付金が活かされます。

1. 教育環境の整備・充実

教育研究用施設設備の充実

2. 奨学金基金

生徒、学生への奨学金基金積立

3. スポーツ振興資金

スポーツ活動全般への支援

募集要項

目標金額	1億円
受付期間	2017年4月1日～2018年3月31日
募集金額	一口1万円 ※できましたら、複数口の寄付をお願いいたします。任意の金額でもありたくお受けいたします。 本募金は、本学園を支える制度です。できる限り長く継続的にご支援いただけますと幸いです。
申込方法及び振込方法	①専用振込用紙での送金 同封の払込用紙をご利用になり、最寄りの金融機関からお振り込みください。 指定の銀行本・支店間または郵便局をご利用の場合、手数料は不要です。 現金書留によるご送金や窓口でもお受けいたします ②インターネット利用による送金 本学園ホームページ上にある専用ページからWebを利用したクレジットカード等による決済も可能です。 詳細は学園ホームページをご参照願います。 URL: http://www.obirin.jp/ または、「桜美林学園募金活動」で <input type="button" value="検索"/>
寄付金控除のご案内	2千円を超える金額をご寄付いただきますと、特定公益増進法人に対する寄付金として、所得税法に基づき寄付金控除の対象とすることができます。また、他の特定公益増進法人に対する寄付を行った場合、合算した金額を寄付金控除の対象とすることができます。寄付金控除の詳細については「税制上の優遇措置」をご参照ください。
個人情報の保護	ご寄付いただいた方の氏名・住所等の個人情報は「桜美林学園プライバシーポリシー」により、適切な保護に努めます。
お問い合わせ先	〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 学校法人 桜美林学園 募金担当 TEL: 042-797-9977 FAX: 042-797-5894 E-Mail: bokin@obirin.ac.jp



税制上の優遇措置

この寄付金は寄付金控除（還付・減免）の措置が受けられることになっております。

平成23年度税制改正により、それまでの所得控除制度に加え、新たに税額控除制度が導入されました。本学園は文部科学省より「税額控除」の対象法人である証明を受けております。この制度は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して多くの方において減税効果が大きくなります。

確定申告時に所得控除制度と税額控除制度のうちどちらか一方を選択することができます。寄付金控除により還付・減免される所得税や正確な税率は、税務署にお問い合わせください。

① 税額控除制度（税額控除に係る証明書使用）

寄付金が2千円を超える場合、2千円を超えた額について以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\text{（寄付金額} - \text{2,000円）} \times 40\% = \text{税額控除額（所得税額の25\%が限度）}$$

※税額控除の対象となる寄付金額は該当年分の総所得金額等の合計額の40%が限度

② 所得控除制度（特定公益増進法人であることの証明書使用）

寄付金が2千円を超える場合、2千円を超えた額についてその年の課税所得から控除されます。

$$\text{寄付金額} - \text{2,000円} = \text{所得控除額}$$

※所得控除の対象となる寄付金額は該当年分の総所得金額等の合計額の40%が限度

寄付金控除の手続

寄付をしていただきました翌年の確定申告で税額控除と所得控除のどちらかを選択し、本学園発行の「領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」あるいは「特定公益増進法人証明書（写）」を添えて、税務署にて手続きください。ただし、金額等の訂正されたものは無効です。特に12月末のご入金については、領収書の発行日付の取扱いにより、翌年の確定申告ができない場合がありますのでご留意ください。なお、年末における領収書発行日の取扱いにつきましては、各金融機関により異なりますので、各金融機関にお問い合わせください。クレジットカードによる決済（インターネット上での決済）、コンビニ決済及びPay-easy決済（インターネットバンキングによる口座引き落とし）をご利用いただく場合は、本学園への着金日が受領日となります。着金までの手続きに2ヶ月程度を要することもありますので、特にご留意ください。

寄付金控除額の目安（控除額は目安ですのでご了承ください。）

○ 税額控除の場合

寄付金額	課税所得金額			
	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円
1万円	3,200	3,200	3,200	3,200
3万円	11,200	11,200	11,200	11,200
5万円	19,200	19,200	19,200	19,200
10万円	39,200	39,200	39,200	39,200
20万円	51,600	79,200	79,200	79,200
30万円	51,600	119,200	119,200	119,200
50万円	51,600	146,100	199,200	199,200

○ 所得控除の場合

寄付金額	課税所得金額			
	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円
1万円	800	1,600	2,700	2,700
3万円	2,900	5,700	9,400	9,400
5万円	4,900	9,800	16,200	16,200
10万円	10,000	20,000	33,000	33,000
20万円	20,200	40,400	66,700	66,700
30万円	30,400	60,900	100,400	100,400
50万円	50,800	101,700	167,800	167,800

※課税所得金額とは、総所得金額等の合計額から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

※寄付金控除額とは確定申告により還付される税額のことをいいます。
※所得税の税率は、2017（平成29）年1月1日現在の法令によります。

法人の減免税措置（受配者指定寄付金）

法人からの寄付金につきましては、法人税法に基づいて、当該事業年度の損金に算入することができます。

この寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）を通じて寄付者が本学園を受配者に指定し、ご寄付いただく制度です。また、この寄付金は、法人税法の規定により全額損金に算入が可能となります。この手続きは、所定の寄付申込書のほか、私学事業団宛の寄付金申込書が必要となりますので、募金担当までご連絡ください。なお、損金算入の手続きには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となりますが、寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日付となります。また諸手続きの関係上、寄付申込書受理後、1か月半程度日数を要します。当該事業年度の決算期に損金として処理を予定されている場合は、遅くとも決算日から起算して1か月半前までに、私学事業団へ受配者指定寄付のお手続きをお願いいたします。